

令和7年度第4四半期求職者支援訓練実施計画

香川労働局職業安定部
訓練課

1月・2月・3月開講コースの認定申請受付期間：令和7年10月1日（水） ～ 令和7年10月15日（水）

訓練分野		第4四半期
		1月・2月・3月開講コース
		認定上限定員数
計画総合計		140
基礎	基礎分野	40
	基礎コース計画枠	40
実践	介護分野	15
	医療事務分野	15
	デジタル分野 (IT及びデザイン(WE B系))	15
	営業・販売・事務分野	30
	地域ニーズ分野 (eラーニング及びオンライン)	15
	その他分野	10
実践コース計画枠		100

※1 毎月ではなく3か月まとめて審査・認定が行われます。

※2 実績枠と新規参入枠が競合した場合、新規参入枠を優先とし、次に実績枠の順で交互に選定するものとします。

※3 一訓練機関が同一訓練施設で行う訓練の認定申請数の上限は、基礎コースは1訓練科までとし、実践コースは分野を問わず1訓練科までとします。

※4 基礎コースで余剰定員が生じた場合、実践コースでの活用を行う場合があります。

※5 実践コースで余剰定員が生じた場合、同コース内の他の分野での活用を行う場合があります。また、その上で余剰の状況により基礎コースでの活用を行う場合があります。

※6 実践コースの「デジタル系」については、eラーニングコースを含みます。

※7 基礎コースの新規参入枠の今年度の残数は0名であることから、第4四半期では0名とします。実績枠で余剰が生じた場合でも、新規参入枠での活用は行いません。

※8 実践コースの新規参入枠の今年度の残数は3名であることから、第4四半期では3名とします。実績枠で余剰が生じた場合でも、新規参入枠での活用は行いません。

※9 各分野において、選定点数の高い訓練機関から認定上限定員数を埋めていった結果、定員調整の必要が生じた場合は該当の訓練機関に対し、定員調整を機構香川支部から依頼する場合があります。
(認定上限定員数の残数が8名未満の場合には、定員調整を依頼しない場合があります。)